

令和6年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和7年度1月21日（火） 10：00～

場所：吉塚合同庁舎 7階 特6会議室

（増田企画広報主幹）

それでは定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第2回福岡県環境審議会を開催させていただきます。私は、環境政策課企画広報主幹の増田と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、環境部長の鐘ヶ江がご挨拶申し上げます。

（鐘ヶ江部長）

皆さんおはようございます。環境部長の鐘ヶ江です。本日は、新年早々の審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、本県の環境行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。福岡県では、第5次環境総合基本計画の中で、「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ」を将来像に掲げまして、様々な取組を進めているところです。その中で、第1回の環境審議会でもご紹介いたしました。が、新たな施策の中で、2点ご紹介をさせていただきます。1点目は、太陽光発電の導入促進に関する取組でございます。これはスケールメリットにより、価格を低減する共同購入という仕組みを活用いたしまして、家庭や企業における太陽光発電設備、それから蓄電池の導入の支援をいたしております。この取組は九州で初めての取組でございます。ご家庭向けについては、2、3割程度お得にご購入いただくことが可能となりまして、現在、約140名の方が契約され、設置を進めているところでございます。第5次環境総合基本計画の指標の一つといたしまして、再生可能エネルギー発電設備の導入容量を掲げておりますが、これも順調に増えておりますため、本取組を含めまして、目標達成に向けて引き続き取組を推進して参ります。2点目は、海岸漂着ごみクリーンアップ大作戦2024と題しまして、ビーチクリーニング大会と海岸漂着物アート作品の作成展示を行いました。ビーチクリーニング大会では、県内3会場で合計281名の方にご参加をいただきまして、約450kgの漂着ごみを回収いたしました。また回収した漂着ごみを使いましてアート作品を作成し、クリスマスイベントの開催中に、福岡市（天神）と北九州市（小倉）にて、展示を実施いたしましたところでございます。こうした一連の取組によりまして、より多くの県民の皆様は、海ごみやプラスチックごみについて考える機会を提供いたしまして、環境保全について発信することができたのではないかと考えております。本日の審議会は、諮問3件、及びその他報告2件でございます。いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(増田企画広報主幹)

ありがとうございました。本日は、会長及び委員 37 名中 28 名の出席で、半数以上のご出席をいただいております（最終的に 30 名出席）。従いまして、福岡県環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本日、満永委員、太田委員、青野委員、桑原委員につきましては、代理にて、九州農政局 生産部 環境・技術課長 徳田様、九州経済産業局 環境・資源循環経済課長 緒方様、九州地方整備局 企画部 広域計画課長 伊藤様、第七管区海上保安本部 警備救難部 環境防災課長 隅倉様にご出席いただいております。それでは本日用います資料のご確認をお願いします。お手元の配布資料及び事前に郵送してお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。資料の不足がございましたら、挙手により、事務局にお知らせください。不足はございませんでしょうか。それでは、会議につきましては、福岡県環境審議会条例第 5 条第 1 項により会長が、議長となることが規定されております。それに基づきまして、これからの議事につきましては、浅野会長に進行をお願いしたいと存じます。

(浅野会長)

皆さんおはようございます。今年もどうぞよろしくお願いたします。前回第 1 回の審議会は 8 月の終わりに開きましたので、それから 12 月、1 月の初めくらいまでに色んなことが起こっています。特にこの 12 月には環境省その他のところでかなり重要な計画の原案が公表されました。まず、エネルギー基本計画であります、これについての原案が公表されて、近く閣議決定になると思います。計画の原案は、2040 年に向けた方向性ということで需要側の省エネ、非化石転換を一層進めなくてはいけないということが言われており、また、脱炭素電源を拡大して系統の整備をやらなくてはいけない。さらに発生した CO₂ の地中貯留・有効利用 (CCUS) の促進であるとか、エネルギーシステム改革などのさまざまな取組が必要ということが記されています。特に住宅のような建築物は一度できてしまうと大変長い間それが使われることになりますから、その省エネ対策がとりわけ重要で、長期ストックになるようなものについてしっかり対策を立てなければいけないということが言われておりますし、自動車についてもかなり思い切った提案であると思いますが、2050 年にはライフサイクル、つまり製造の原材料調達から最終廃棄までのすべてのプロセスを合計してみてもその CO₂ の排出がゼロになることを目指すということが謳われています。電力送電のための系統整備は特に重要だということがようやくこの頃はエネルギー計画の中でもしっかり書かれるようになりまして、その点についても今までよりもだいぶしっかりやるのではないかと思います。電気というのはとにかく作られたその瞬間に使われてしまうというものでありますから、しっかり運ぶということについてのシステムが非常に重要だということが言われているところです。先ほど部長のお話にもありましたように、家庭で使われる電気についても、ご自宅に太陽光の発電をつけていただくということは、運ぶための

インフラが要らないわけで。つまりそこで作られた電気を即時に家で使われるということですから、システムの負荷がなくなりますので、その点についても、今度のエネルギー計画では、作ってすぐ自分で消費するという電力を、再生可能エネルギーとしては重視しなければいけないということが言われているという点は、注目すべきでないかと思います。さて、このエネルギー基本計画を受けまして、環境省を中心として地球温暖化対策計画についてもその案がまとめられました。2035年までには、2013年基準で60%削減、それから2040年の段階では75%の削減が必要だということが計画の中に盛り込まれる予定でありまして、CO₂については、2013年度から2030年度で46%の削減、それから2040年度では、2013年から比べると、73%の削減ということが、計画の中では謳われることになっています。部門別についてはすでに数字が公表されていますが、2040年についてだけ申しますと、業務その他部門では、74から83%削減する、家庭部門では71から81%の幅で削減をするということが今のところ原案としては出されているということです。そのようなことが今、原案として出ていまして、基本的な考え方についても、色々なことが書かれています。これまでも言われてきたことですが、ここまでやらなきゃいけないという目標を考えてそこから、逆に今に引っ張ってきて、それを達成するためにはどうしたらいいのかっていう考え方で、物事を考える必要がある。バックカスティングと言うのですが、この考え方を取り入れることがより重要だということが、今回改めて強く言われています。どうしても今ここの状態だから、これからやってくとこうなるだろうこうなるだろう、20年後にはこのぐらいまで行くでしょうという発想法で物を考えるのが一番楽なんですけど、それでやっていると、目標に届かないんですね。だから発想を変えて、目標の方から逆に引っ張ってきて、そのためには今どのぐらいやらなきゃいけないということを考えていきましょうというこのバックカスティングの考え方の重要性についてはずっと前から言ってきたことですが、今回特にまたそれが、考え方として大きく書かれているというのは、私にとっても嬉しいことだと思います。さらに、地域脱炭素ということで、環境省一生懸命取組をしているんですが、これについての取組強化ということが必要だということで、色々検討された報告がまとめられました。モデル地域を作ってそこでやるということについてはかなりやっているのですが、それが横に広がっていかない、各モデル地域で終わってしまっているのはよくないと私は思っていたんですが、そのことが今回報告の中でしっかり書かれていまして、とりわけ小規模自治体では、温暖化対策の実行計画の策定率がものすごく悪い。これは福岡県でも、今日出されました白書を見ますと、後の方に、各自治体でどういう計画作っていると出ていますから分かりますが本県でも、やっぱり町村になりますとほとんど計画ができてないという状況でありますから、これを県としては指導しなさいと、状況によっては県が一緒になって計画を作るということをやってはどうか、或いは、これ本当に自治体で計画を作ろうと思うとき一番困るのは、わが町ではどのぐらいのCO₂排出があるのかというのがやっぱり分からないことですね。これはなかなかデータが取りにくいんですけど、県がもっと助けをあげたらどうですかということをやられていてですね。県としての計画を、その地域に落

としていったらどのような考え方でやったらいいんですよってことを示してあげれば、市町村としてもやりやすくなるってことを言われています。福岡県は前からこのことはある程度分かっていたので、県全体非常に広いですから、福岡県ではこうですという言い方だけでは駄目なので、北九州地域はどうか、福岡地域はどうか、筑後地域はどうかというふうに、地域ごとに、考え方を整理しなきゃいけないってことを言い続けてきてきたのですが、これについては数字の面でも裏付けができるような取組を県としてしっかりやって示していくことが、小さい自治体にとっての助けになるんだろうなと、こんなことを思っておりますので、これからぜひ考えていただきたいなというふうに思っているところです。その他のことでまだございますが、時間がないので簡単に申し上げますけども、廃棄物処理法の基本方針の改定案が今出されています。これは、実は国の第5次循環基本計画ができたのでそれとの整合性を考えて、目標値を変えましょうということですが、これまで頑張りすぎたものですから、少し目標値をこれよりは緩やかなものにするというのが今度の基本方針改定の中で出てきています。しかし、これについては、だからもうさぼってもいいよというメッセージにならないように気をつけなければいけませんので、県がこれから廃棄物処理計画の変更を考えていますが、この辺ちょっと留意した方がいいだろうと思います。それから食品リサイクル法についての再生利用基準についての見直しについて、専門委員会案が最終的にまとまりまして、これも近く1ヶ月後ぐらいには最終的な答申になってくると思いますが、こちらでは、大体これまでの各業種別の目標がそのまま踏襲されることになっています。食品小売業ではこれまでの60%削減という目標から65%の目標に、これを強化するということが言われております。あと、3つほどあるんですが、実は太陽光パネルが古いものはそろそろ廃棄の時期が来ます。これから先、使用済みの太陽光パネルの廃棄をどうするかが大きな問題になるんですけども、これについて、国としてのシステムをしっかりと考え直さなければいけないということが今議論されておまして、住宅用のものは、家を解体したりするときに、パネルを外しますので、それが不法投棄みたいなことに繋がる割合は少ないと思われるので、とりあえずは規制対象からは除くということになっておりますが、野っ原にある太陽光のパネルが不法投棄されると非常に困りますから、こういうものについての対策をちゃんと考えなきゃいけないということになりました。そこでこれからは、製造メーカーと輸入業者さんに、再資源化のためにかかるコストをあらかじめ払わせてしまうという仕組みを導入しよう、それから、パネルを設置する事業者さんには、解体の時の経費について、しっかりあらかじめ、積み立てをすることを正式に義務づけようということになっていきます。こちらは今すでに、買い上げの価格で誘導を受ける措置を受けている業者さんは、その時にちゃんと解体の費用について積み立てることを義務づけておりますから、そういう恩恵を受けてないような業者さんでも、これから先はその納付を義務づけるという仕組みを作ることが今議論されておまして、これは多分決まるだろうと思います。さらにアセス法（環境影響評価法）が改正されて、大分時間経ちましたので、その見直しについても議論が始まっておりますけれども、配慮書や報告書についても、もう少し改善をした方がいい

んじゃないかということが色々議論されているということとか、それから排出された二酸化炭素を回収して貯留するということがこれから先は本格的に事業として行われることになると思いますからそういうような事業についてもアセスの対象にしなければいけないんじゃないかということが今議論されているということを申し上げておきたいと思います。最後ですが、これ結構影響が大きいかもしれませんけども、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の中に、こういうものを作っちゃいけないという規定があるのですが、これが条約改正に伴ってさらに条約上の規制が厳しくなりましたので、ボタン型の亜鉛酸化銀電池、それからコンパクト型の蛍光灯、電球型の蛍光灯、直管型の蛍光灯については、早いもので令和8年の1月から、遅いものでも令和9年の1月から製造禁止ということになります。ですからいよいよもう蛍光灯は、もう売られなくなるだろうと思うんですね。そういう大きな変化が出てまいりますので、このことについても、どうぞお知りおきいただければと思います。さて、それでは今日は、毎年の諮問事項として受けていることが出てまいります。まず、水質測定計画の策定について事務局から説明をいただき、この諮問を受けたいと思います。

(吉川課長)

環境保全課長の吉川です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。それでは、諮問事項「令和7年度水質測定計画の策定」について、お手元の資料1に沿って説明させていただきます。資料1を2枚めくっていただき、最初に1番、水質測定計画の目的でございます。県をはじめ、国(国土交通省)及び福岡市、北九州市などの市町村では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川や海、湖等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しております。これらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が水質汚濁防止法の規定に基づき計画を策定しているものになります。この計画は、その年度において測定すべき項目、地点、方法等を定める重要なものであることから、毎年度、環境審議会でご審議いただき、専門的な見地からの答申をいただいたうえで決定することとしております。次に、2番の本県の水質の現況でございます。公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼすべての地点で基準を達成しております。また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについては、過去10年程度は全体として概ね70~90%前後で推移しています。県といたしましては、引き続き、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により水質保全のための取組を継続して参りたいと考えております。地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ毎年、環境基準を超過する井戸がみられております。基準超過の主な原因は、自然由来によるものですが、県では市町村等と協力して原因究明や飲用指導等の対応を行っております。次のページをお願いします。3番の令和7年度計画の基本方針についてでございます。公共用水域調査におきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施いたします。地下水調査に

おきましては、引き続き、県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調査を実施いたします。また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。次に、4の、令和7年度水質測定計画案の概要でございます。実施期間は、令和7年4月1日からの1年間でございます。公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計19機関で、合計387地点において測定を行うこととしております。測定項目につきましては、基本的に環境基準が設定されている項目とし、必要に応じて要監視項目やその他の項目を測定することとしています。具体的には生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、次のページになりますが、要監視項目が32項目、その他の項目として電気伝導度等を測定することとしております。次に、3ページ中ほどの③令和6年度計画との主な変更点についてご説明します。小石原川の千手橋（せんずばし）におけるノニルフェノールについては、過去3年間、下限値未満であることが確認されました。そこで、測定回数を年4回から年1回に変更することとしております。また、農薬3項目（チウラム、シマジン、チオベンカルブ）についても、平成27年度以降、下限値未満であることが確認されています。従いまして、令和7年度から5年に1回のローリング調査とすることとしております。ただ今、ご説明しました千手橋のノニルフェノールに関連しまして、配布資料の訂正がございます。大変申し訳ございませんが、お手元の厚い冊子の方、令和7年度水質測定計画（案）、こちらの76ページをお願いします。上から7段目の千手橋のノニルフェノールの測定回数を右の方に異動して頂くと4回と記載されております。今ご説明したように1回に減らしますので、4から1に、また、連動して、最下段の測定回数の合計は10ではなく、7となりますので、大変申し訳ありませんが、お手元の資料の修正をお願いいたします。次に、もう一度資料1の薄い方に戻っていただきまして、(3)地下水調査についてです。地下水の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の11機関で合計183井戸において実施することとしております。ただ今、ご説明しました地下水調査の実施機関について配布資料の訂正がございます。令和7年度水質測定計画概要3ページ表中、最下段の左に10機関と記載しておりますが、11機関の間違いですので、重ね重ね申し訳ございませんが、お手元の資料を11に修正して頂ければと思います。続きまして、4ページをご覧ください。測定項目につきましては、環境基準項目が28項目、要監視項目が2項目、その他の項目として、水素イオン濃度等を測定いたします。③令和6年度計画との主な変更点ですが、令和6年度に実施した概況調査において、基準を超過した地区から2地点を、継続監視調査に追加することとしています。なお、令和5年度の概況調査で基準を超過した地区については、井戸所有者様のご都合により、調査を中止しております。また、県の概況調査において、平成24年度から要監視項目のうち「揮発性有機化合物」に該当する5項目を測定してきましたが、ほとんど検出されないことから、調査を終了することとし、新たにPFOS及びPFOAについて、概況調査地点から複数地点を選定して、測定を開始することとしております。次に、(4)測定結果の報告・公表についてでございます。例年同様、翌年12月頃に県内の状況を公表する予定としております。以上、簡単ではございますが、

令和7年度水質測定計画(案)の策定についてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

それではただいま、諮問事項の1番目です。例年のことですが、水質測定計画についてご説明いただき、これについての諮問を受けました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問がございますでしょうか。渡邊委員どうぞ。

(渡邊委員)

先ほど4ページで、新たに有機フッ素化合物のPFASの中でPFOS、PFOAの測定を開始するということでした。とても重要だと思います。去年は全国でも調査されました。全国の調査結果と、福岡県での調査結果というのを、例えば白書の中で両方示すとか、比べるとかという予定はありますでしょうか。それからもう1点、PFOS、PFOAに関しては、今、ヨーロッパ等で非常に重要視され使用禁止になっていますが、発癌性が非常に強く、環境中で異常に安定性があり、環境へのダメージが非常に大きい。県の場合は、地下水の調査ですが、全国では水道水の調査もやっています。福岡県での水道水の調査についてはこのPFOS、PFOAに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

(浅野会長)

はい。よろしいですか。今2点ご質問がありましたので、どうぞお答えください。

(吉川課長)

まず1点目の全国での発覚状況との比較ですけれども、そちらについては比較までしたデータというのは、一律で見られるようなものはまだ提示できておりません。ただ福岡県の場合は、環境基準点92ヶ所につきまして、令和2年から令和4年にかけて、河川、公共用水域の河川、湖沼海域というのを調査しまして、すべて検出していなという結果が得られています。あと2点目の水道水の関係ですけれども、直接的には別の部署にはなりませんけれども、今聞いている限りでは、県内の水道事業体につきましても、水道水、国の調査に基づいて、回答されているので、やはり蛇口での水道水としては、基準を超えているところはない、ただ検出されているというところは、数ヶ所あるというような状況と聞いております。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。渡邊委員。

(渡邊委員)

はい。ありがとうございます。水道水の結果についても検出されないという結果を例えば

白書とか或いはこの委員会とかで報告していただければとてもありがたいです。PFOS、PFOAの分析というのは県内でできるのでしょうか。

(吉川課長)

PFOS、PFOA について県内での分析というのは、県の施設の場合は保健環境研究所で行っています。民間でも、計量証明事業所で実施できているところが数ヶ所ございます。

(渡邊委員)

わかりました。ありがとうございます。

(浅野会長)

他にご質問ございますか。渡邊委員どうぞ。

(渡邊委員)

今の件に関連してなんですけど、これ下限値、つまり検出されたか、されてないかっていう濃度は、どこで判断されているんですか。

(吉川課長)

今、県の分析におきましては、5 ng/L ということでそれが下限値になっております。

(渡邊委員)

つまり、国の飲料水の 50 ng/L というよりは、その 10 分の 1 でということですかね。

(吉川課長)

そういうことになります。あとは実際に使われている機械とかその分析方法によって下限値は多少変わるようです。

(浅野会長)

よろしいですか。新井委員どうぞ。

(新井委員)

一点質問ですが、今の PFOS、PFAS の測定の開始をされるということで、複数地点を選定して、ということなんですけれども、複数地点の選定の基準等はあるのでしょうか。それで、この地点はもうすでに決定しているのでしょうか。よろしく願いいたします。

(吉川課長)

実際に選定する場合に、県内全域からある程度選びたいということで、県内に6ヶ所保健福祉環境事務所がございます。それと大牟田市を含めて、7地点を選定する予定にしております。具体的な選定場所はまだ確定しておりませんが、今から関係する市町村等とも協議して、選定していくということになります。

(新井委員)

地点の選定に関しては、何かこの辺りだとか、PFOS、PFASが出やすい等の何らかの理由があるのであれば教えてください。

(吉川課長)

基本的に選定する場合には、周辺の状況でそういった恐れのある施設や、事業場がある場合はそういったところを優先する、もしくはその住民の方が多く井戸水を使われているエリアがあるとか、そういったところを優先的に選定するという考え方でおります。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。他に質問ございますか。他にご質問はないようでございます。この件の取り扱いについてお諮りをしたいと思います。前から同じようにやっておりますので、以前からの委員の方はご理解いただけたと思いますが、大変専門性が高い、1個1個の地点についてもチェックしていただくという必要がございますので、これにつきましては、当審議会条例の第6条第5項の規定により、水質部会に詳細な審議をお願いした上で、水質部会で決議されましたら、それをこの審議会の総会で決議をしたものとして扱うということでの処理をしたいと思います。もう一度繰り返しますと、水質部会にこの審議をさらにもう一度お願いをする。水質部会で、最終的にご決定いただきましたらそれをもうこの総会で決定したものとして扱うということにしたいと思います。よろしゅうございますか。ご異議ないようでございますので、この件についてはそのように扱わせていただきます。どうもありがとうございました。それでは続きまして、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正について」当審議会への諮問ということでございます。

(吉川課長)

環境保全課でございます。それでは、引き続き私からご説明させていただきます。「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正について」をお手元の資料2により説明させていただきます。「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」とは、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の法律では対象とされていない施設や行為について規制している条例になります。令和6年3月に水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち、大腸菌群数に関する項目が大腸菌数に変更されるとともに、六価クロム化合物の排水基

準が見直されたことを受け、同条例に規定する排水基準を改正するものでございます。まず、諮問の根拠についてご説明いたします。お手元の資料 2 を 3 枚めくっていただきまして、右上に参考資料 1 と書かれている資料の 1 ページをご覧ください。本条例では、第 6 条の傍線部のとおり、排水基準を変更する場合は環境審議会の意見を聞かなければならないとされています。今回、水質汚濁防止法の改正を受け、本条例で規定する排水基準の項目及び基準値を変更する部分があるため、ここに諮問するものでございます。続きまして、諮問事項についてご説明します。1 枚戻っていただいて、諮問事項の 1 「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第 2 条第 5 項第 2 号に規定する水の汚染状態を示す項目の変更」についてでございます。水質汚濁防止法では、令和 6 年 3 月に水の汚染状態を示す項目のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更されました。このため、条例に規定する水の汚染状態を示す項目について、法と同じ項目を設定するものでございます。続きまして、諮問事項の 2、下になりますが「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例第 23 条第 1 項に規定する排水基準の改正」についてでございます。今ご説明いたしました諮問事項の 1 のとおり、大腸菌群数から大腸菌数へ変更されたことと併せまして、排水基準についても大腸菌数について 1 ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位が設定されました。また、六価クロム化合物の排水基準も見直され、0.5 mg/L から 0.2 mg/L に変更されました。このため、条例に規定する排水基準について、法と同じ基準値を設定するものでございます。以上、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正」について、ご説明させていただきました。ご審議の程、お願いいたします。

(浅野会長)

それではただいま条例の改正についてご説明いただきましたが、ただいまのご説明につきまして、ご質問ございますでしょうか。この大腸菌数の話は、以前に環境基準が変わりましたということでご報告申し上げましたので、内容的にはご理解いただいているだろうと思いますが、それ以外にもう一つ六価クロムについての基準が強化されたということで、この 2 点について条例に反映させるための改正の提案でございます。よろしゅうございますか。特にご質問がないようでしたら、この件の取り扱いについて、先ほど同様でございますが、専門性が高い事項でもございますので、水質部会で詳細の審議をいただいた上で、先ほど言いましたように、条例 6 条第 5 項の規定を使いまして、水質部会で決議をされましたらそれをもって、当審議会総会で決議をしたものとして扱おうと、このようにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。それではご異議ないようございますので、この件についてはそのような扱いにさせていただきたいと思います。ただいままでの 2 件につきまして、部会で審議いただいてそこで決定いただいたものを、当審議会の決定ということにすることについてご了承いただきました。続きまして、「福岡県廃棄物処理計画の策定について」でございます。事務局から説明頂きます。

(太田課長)

廃棄物対策課の太田と申します。福岡県廃棄物処理計画の策定について説明させていただきます。資料3の方、お願いいたします。座って説明させていただきます。1枚めくっていただきますと、こちらが諮問書になります。本件では廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づきまして、福岡県廃棄物処理計画を策定しております。現在の計画が令和3年3月に策定しております、この計画の期間が令和7年度末までとなっております。このことから、新たな廃棄物処理計画を策定する必要がございます。法律ではこの計画を定める際は、審議会等の意見を聞く必要があるとされていることから、今回審議会に諮問させていただくものでございます。次のページをお願いいたします。この廃棄物処理計画の趣旨等について記載したペーパーでございます。まず、趣旨でございます。廃棄物処理計画は先ほど申し上げましたとおり、廃棄物処理法の規定に基づき、国の基本方針に即して定めている法定計画でございます。計画の期間が令和7年度末までに迫っているため、廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正、また廃棄物処理に関する基本方針の変更などの動向を踏まえて、新たな計画を策定したいというふうに考えております。2番の計画の期間でございますが、令和8年度から令和12年度までの5年間としております。3番の計画の構成案につきまして、これは現計画の構成を1例として挙げさせていただいております。新しい計画で、この構成をどういうふうにするかということも含めて、ご意見をいただきたいと思っておりますので、この今載せているのは、あくまでも1例というふうに考えていただきたいと思っております。4番の今後のスケジュールについてでございます。現在の計画を策定する際も、この審議会におきまして専門委員会を立ち上げていただいて、議論いただいております。今回、計画策定する際にも、専門委員会で来年度、今年の4月から審議をしていただきたいと思っております。ある程度まとまったところで市町村への意見照会、またパブリックコメントをという経過をたどりまして、この審議会で、答申案の審議を来年2月をお願いしたいと思っております。その審議を終えたものを、答申として県にいただいて、県で計画の策定を、来年の3月というスケジュールで考えております。その次のページ以降は、廃棄物処理法の法律、また規則の計画に関する関係のところを抜粋ということにしております。説明は以上でございます。審議の方よろしくをお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、廃棄物処理計画について現行計画の期限がきますので、改定をするということについて、当審議会へ諮問をいただいたものでございます。この廃掃法の、県が廃棄物処理計画を作るという条項については、実は改正のときに私が提案してこのようにしたというものでありまして、それまで、県は産業廃棄物についてしか権限がないので、一般廃棄物については市町村の仕事であるから県は何も物が言えないという法律の立て付けだったのですが、やっぱりそれはおかしいんじゃないかと。一般廃棄物であっても広域処理が必要な時代になってきたんだから、県がそれもちやんと視野に入れて計画を作るべきではないかとい

うことを言いまして、それが受け入れられて、法改正になって、現在に至っているということです。ですから、市町村が扱う事務であっても、全体調整については、県がしっかり目を配らなければいけない。さらに、共同でやるべきことについては共同でやるということできると市町村にもお願いするということができるようにというのが、現在の法律制度の建付けになっておりますので、これについて、現行計画をさらに改定するという作業をこれからやっていただくこととなります。何かこのことについて、ご意見ございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。廃棄物の扱いについては後でまた白書の報告も受けますので、そこで一般的なご意見については承ることができると思いますので、とりあえずこの件につきましては、先ほど事務局が申しましたが、前回もそうでしたけれども、専門委員を選びまして、その専門委員から成る専門委員会で審議をしていただき、そこで出された案をもとに、改めてこの審議会の総会で審議すると。このような手順を進めていきたいと思っております。このような進め方でよろしゅうございましょうか。ご異議ないようでございますので、進め方としては以上のような進め方にさせていただきます。専門委員会の委員でございますが、本来ならここでどなたを専門委員にというお名前を挙げて、ご指名申し上げなければいけないんですが、ちょうど審議会の現委員は明後日で任期終了ということになりますので、この場で指名することは差し控えさせていただきます。後日、次期会長選任まで職務を行うものとされている現会長がご指名させていただきますということにしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。よろしければ、専門委員会を設置することについては本日お認めいただきまして、委員の指名については、会長に一任をいただくということで進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。それでは諮問事項については以上3件でございます。この後報告を受けたいと思っております。いずれも重要な報告でございますので、しっかりお聞きいただければと思います。まず、報告事項の1番目でありまして、「福岡県産業廃棄物税の効果等について」ということでございます。どうぞ、ご説明をいただきます。

(小村課長)

循環型社会推進課の小村でございます。「福岡県産業廃棄物税の効果等について」資料4でご説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。福岡県産業廃棄物税につきましては、平成17年度の条例施行後、5年をめどに検証し、見直しを行っているところです。前回の条例改正後5年を経過しようとしていることから、産業廃棄物税の効果等について検証を行いましたので報告するものです。まず、1の「産業廃棄物税の概要」についてです。産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現に資することを目的に導入されたものです。税率は、焼却については1トン当たり800円、最終処分については1トン当たり1,000円としております。2の「産業廃棄物税の導入後の状況」についてです。(1)についてでございます。焼却施設や最終処分場への産業廃棄物の搬入量は、棒グラフに示しておりますとおり、近年は増減を繰り返してお

りますが、税導入当初に比べると減少しております。税金につきましては、折れ線グラフのとおり、産業廃棄物の搬入量と概ね同様の状況でございます。次に、(2) についてでございます。事業者を実施したアンケートの結果、税率や納税方式、税金の用途は、いずれも比較的妥当と受け止められています。また、税導入により産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに取組、社員の意識改革や処理コスト減につながった等の肯定的な回答が多くございました。次のページをお願いいたします。次に、(3) についてです。産業廃棄物税を充当し、4つの項目を柱とした事業を実施しております。柱の4つの項目については、四角囲みに記載しております。① 産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、② 環境を担う人材の育成と交流、③ 産業廃棄物の適正処理体制の整備、④ 市町村の環境行政支援、これら4つの柱の事業の財源に税金を当て、条例の趣旨に合致した適切な事業の推進を図っております。次に、3の「産業廃棄物税の導入の効果等」でございます。税導入当初に比べ、産業廃棄物量は減少しており、排出事業者の排出抑制やリサイクルの取組を後押ししております。税金用途事業の実施により、新たなリサイクル技術の実用化、リサイクルの促進及び不法投棄等不適正処理の減少などの効果が認められております。これらを踏まえまして、4のまとめでございます。産業廃棄物税の導入は、循環型社会づくりに向けた様々な環境施策と相まって、産業廃棄物の排出量削減や、排出事業者のリサイクル等の取組促進、新たなリサイクル技術の実用化など、一定の効果を発揮しております。一方で、産業廃棄物の発生量は、税の導入時と比較して減少はしておりますものの、近年は概ね横ばいであり、排出抑制やリサイクルの促進等の取組は、なお重要な政策課題であるというふうに考えております。このため、引き続き、これらの課題の解決に向け、取り組む必要があると判断いたしました。以上の検討結果をもとに、令和6年12月議会におきまして、当該条例を継続する改正条例が議決され、12月24日に公布施行されたところでございます。ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

(浅野会長)

それでは、ただいま、福岡県産業廃棄物税についてご報告をいただきましたが、何かご質問ご意見ございますでしょうか。柳瀬委員どうぞ。

(柳瀬委員)

柳瀬でございます。この産業廃棄物税については、いわゆる適正処理という面で非常に効果があつていいと思います。2点ほど教えていただきたいんですけども、廃棄物税の条例は、全国的にやっているのですか。一部導入をしてないところもあつたような記憶があつたので、その辺り全国的には、導入状況はどうかということ。それからもう1つ、最終処分ですけども1トン当たり1,000円ということなんですけども、廃棄物の種類で安定型廃棄物或いは管理型廃棄物或いは特別管理廃棄物というものでその処理費が異なりますが、1トン当たり1,000円っていうのは、どの廃棄物でもすべて同じということでしょうか。或いは少し見直して、いわゆる処理費の高いところは高くするとか、安定型ですと安くするとかそ

ういう考えがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

(浅野会長)

はい。私が答えた方がいいと思います。条例を作るときに、関係しました。これ実は九州各県全部同じ条例を作ったんですね。道州制というのは、私正直あまり賛成じゃないんですよ。必要なことはもうみんな各県が同じ条例を作れば同じことができちゃうということで。九州でぜひやってみようというわけで、この産業廃棄物では、何とか頑張った九州各県全部が同じ条例を一斉に作ったということでした。ですからこんなことができるというね、全国でも初めての例だと思います。ただ結構各県、歩調を揃えていただくのに苦労しましたし、なかなか合意に至るには大変だったという面があります。九州以外の地域でこんなふうに地域全部が一斉に同じ条例を作るということをやった例があるとは聞いていないんですけど、産業廃棄物税そのものはあちこちにあるだろうと思いますからまずその点について、事務局の方ではお分かりでしたら、お答えいただければと思います。

(小村課長)

ありがとうございます。ご質問いただきました全国での導入状況でございますが、今、浅野先生からご説明いただいたとおり、九州各県、それから九州でいえば北九州市、あとその他は全国的にも北海道から山口また四国もございまして、27の道府県と1政令市での導入がございまして。埋め立てに関する税率の1,000円でございますが、これはもう全国すべて1,000円になっておりまして、特に埋め立てをするものによって税率を変えるというようなことは、全国的にもございませぬし、福岡県でも今そういった考えはございませぬ。以上でございます。

(浅野会長)

よろしいですか。この制度では排出する方が税をお払いくださるわけですけど、いちいちその方々が県に税金を届けに行くということをお願いすると、まずもう動きませんので、業者さんに代わって受け取っていただくということにする、そういう仕組みにしてあるんですね。そこで、複雑な仕組みにすると動きませんから、一本にしておけば簡単ですし問題はないということでこのようにしたということでもあります。今、説明がありましたが、北九州市が同時期に産業廃棄物税を考えておられたもんですから、北九州の条例と福岡県の条例とどうやって整合性を図るかというのは、当時随分苦労したんですけども、何とか両方折り合いがつくように、話をつけることができたと思えますね。他にご質問ございますでしょうか。議会の先生方はよろしいですか。よろしければ、この件についてはご報告を承ったということでよろしゅうございますね。はい。ありがとうございます。それでは次に、令和6年の環境白書についてご報告いただきます。この件につきましては、どうぞ皆さんからご自由に色々ご意見を承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(船津課長)

環境政策課長の船津でございます。私からは、令和6年版環境白書について、資料5に基づき、ご説明をさせていただきます。説明は着座にて失礼いたします。表紙をおめくり頂いて1ページをお願いいたします。令和6年版環境白書は、福岡県環境保全に関する条例に基づき、本県の環境の現状、施策などを公表するものでございます。まず、第一部の総説では、福岡県の環境の現状と取組のあらましを紹介するとともに、トピックスとして県内の主な取組を紹介しております。県の取組では、全国初の使用済みEVバッテリー資源循環モデルの構築を初めとした各分野の取組を、持続可能な開発目標、SDGsのゴールとの関連性を図解したものととも掲載しております。また、市町村の取組では、北九州市の北九州グリーンインパクトの推進などの取組を掲載しております。次に、第二部の環境の現況と対策でございます。第5次福岡県環境総合基本計画で設定をいたしました七つの分野ごとに、環境の現況と、各種施策を紹介しております。①の経済・社会のグリーン化については、エコ事業所やエコファミリーにおける省エネルギー・省資源の取組の推進、それから福岡県水素グリーン成長戦略の推進などに取り組んでおります。資料をおめくりいただいて、2ページをお願いします。②持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりについては、ウェブサイトやSNSを利用した環境情報の発信、また小学生向けの環境教育副読本の作成・配布などに取り組んでおります。③の脱炭素社会への移行につきましては、再生可能エネルギーの導入促進、また、共同購入による家庭・企業の太陽光発電設備等の導入促進などに取り組んでおります。④の循環型社会の推進につきましては、3R啓発等による廃棄物減量化の促進、または食品ロス削減、プラスチック資源循環の促進に取り組んでおります。⑤の自然共生社会の推進につきましては、英彦山・犬ヶ岳における生態系の回復と、絶滅危惧植物の保護、また、福岡県アライグマ防除実施計画に基づく、アライグマ捕獲の推進などに取り組んでおります。⑥の健康で快適に暮らせる生活環境の形成につきましては、大気環境状況の把握、大気汚染物質高濃度予測情報の配信、またアスベスト飛散防止対策に係る監視指導などに取り組んでおります。最後になりますが、⑦の国際環境協力の推進につきましては、アジア諸地域の環境分野の行政官を対象とした国際環境人材育成研修、またベトナムにおける県内企業と連携した環境技術の導入支援などに取り組んでおります。続きまして、資料の3ページ、4ページでございます。ここでは、先ほどの7つの分野、20の指標項目ごとに、計画期間における最新の進捗状況を記載しております。評価につきましては、3ページの下に記載しておりますけども、目標をすでに超えているものに丸印、計画策定時よりも後退したものに三角印を付しております。20の指標のうち、丸が6項目、三角が4項目となっております。ここでは後退をしました4項目についてその内容をご説明したいと思います。資料3ページの柱の3のところに記載がございます、家庭1世帯当たりにおけるエネルギー消費量についてでございますが、令和3年度が、直近3年、平成の30年度から令和2年度までになりますけど、この3年間と比べますと、夏が暑く、冬は寒いという傾向にござい

ました。その影響で空調機器の使用頻度が増加したことによるものと考えております。資料の次のページをお願いいたします。柱の 4 のところに記載がございます産業廃棄物最終処分量につきましては、大規模工事から発生した多量の産業廃棄物が最終処分されたことによる一時的な増加と考えております。続きまして柱の 5 に記載をしております平尾台自然観察センターの利用者数につきましては、老朽化した展示設備、空調設備等のリニューアル工事のため、令和 5 年 9 月から休館をしているため、利用者が減少したものでございます。最後に柱の 6 でございますが、環境基準の達成率についてでございます。騒音に関しましては、すべての測定対象で達成率が低下をしていることから、関係者に対して、さらなる騒音低減対策の要請をしております。引き続き、目標達成に向けて取組を進めて参ります。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(浅野会長)

はい。どうもありがとうございました。年々県の環境白書も綺麗になってきて、昔の白書を本当に読む気にもならないものだったんですが、大変よくなったなと思う気もします。このテーマについてはどなたでもご自由にご発言ご質問可能だと思いますので、どうぞ積極的に発言をいただければと思います。今度で委員をご退任になる方もいらっしゃると思いますので、ご発言まだいただけてない方にはご発言いただければと思いますが、まず伊澤先生いかがでございますでしょうか。特にアライグマで随分ご苦労お掛けしましたが。

(伊澤委員)

アライグマの前に、自然共生社会の推進ということで、希少野生動植物に関わる基礎調査の実施という項目があります。書き方としてはこうなのですが、やはり今年とても大きかったのはレッドリストの改訂が終了したことだと思います。5 年間かかった作業で、それが終了したというのは非常に大きなことだと思います。担当の方は大変だったと思いますが、レッドリストは作ったところで終わりではございませんので、それをどう活用するかというのが重要で、レッドリストの会議の中でもよくお話が出ますので、これからそれを活用して、ぜひ次のステップに進めていただきたいと思っております。アライグマは、やっとスタートしたということになっており、いろいろな市町村もだんだんに協力してくださるところが増えてきてはいるのですが、なかなか手がかからないくらい大変なことになっております。情報の収集とか対策に、あらゆる分野の方たちのご協力が必要なものだと思いますので、ぜひ皆様よろしくお願いいたします。それとアライグマはもう、とても増えてしまってるのですが、九州にはまだ入ってない外来種というのが結構ありまして、福岡県は本州からの入口になっています。なので、アライグマには、注力しないといけないのですが、他の外来種についても、モニタリングの体制はこれから作っていただければと思います。以上でございます。

(浅野会長)

はい、どうもありがとうございました。それでは岩熊委員いかがでございましょうか。いつも困ると最初に岩熊さんを指名していました。どうもご苦労様でした。

(岩熊委員)

岩熊です。133 ページの狩猟免許の件です。若い学生にも免許をせっかくだから取りなさいということで勧めています。勧めて取ったはいいものの、現場で活用するというには繋がらず、免許を取っただけの学生というのが結構いて、若い子たちが取った免許を活かせる場っていうのも、県としても考えて行って欲しいなっていうふうにも思っております。それからもう1点、人づくりの件です。ここではもう本当に色んな資料等を県が作成して、ただ配るだけではいけないというのも大分言わせていただきました。

さまざまな現場に行く予算はこの10年の中で確保され、直接子どもたちに啓発できる機会は増えたと感じます。ですが、やっぱりまだまだ副読本を利用している学校は本当に少ないです。そういった中で、今後せっかく副読本を作るのであれば、使って啓発をできる人材の育成に、ぜひ力を入れて行って欲しいなっていうふうにも思っております。自然を見て、現場の状況を正確に伝える人が減っているように思います。そのような人たちを育てることも、今後力を入れて行っていただけたらと思います。以上です。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。ご要望色々いただきましたので、事務局もしっかり受け止めてください。それでは河邊委員、何かご発言ございましたらどうぞ。

(河邊委員)

ありがとうございます。白書の173ページのところです。污水处理の下水道に関するところですが、下水道は合流式と分流式がありますよね。合流式は、雨水も汚水も雑排水もすべて下水管で、分流式は、雨水は側溝に流すっていうエリアですけども、近年、ゲリラ豪雨などでよくテレビのニュースで、マンホールが吹き上がったたりしている映像を目にすることが増えたような気がします。合流式エリアっていうのは、基本的に町中が多いようなんですね。それを少しずつ分流式に変えていくべきなんじゃないかと前々から本業を通じて感じているところです。あと、ニュースで以前見た記憶のことで恐縮ですが、下水管がポロポロになっているところがあったと。それを色々調査したら、透析をしている病院が夜間に処理水を流していたのが、だんだんとその下水管を腐食といいますか、ポロポロにさせてしまったっていう、ニュースを見たことがあるんですが、そういう汚水管の対策も考えていくべきなのではないかと思えます。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。これもご意見として承っておければと思います。合流式の改良はもうすでにスケジュールに挙がっているんだろうと思います。事務局は何かその点について、お話ありますか。

(船津課長)

下水道自体は、他部の所管にはなりませんけども、県の汚水処理構想を今改定していますので、その中で分流式は、考慮されていると思います。透析の廃液や禁忌品については下水道利用者側の心がけになるのかなと思いますので、そのあたりは所管課にもお伝えをしたいと思います。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。それでは、阪口委員ご発言ございましたらどうぞ。

(阪口委員)

西日本新聞の阪口です。長らく務めさせていただきまして、大変国の動向などを勉強させていただきまして、本当にありがとうございました。県の取組とか、地域の取組とか、色々知ることもできて、今後、そういうのをどういうふうに、報道にも生かしていこうかなと考えている次第です。やっぱり私たち一人一人がどう行動を変えて、意識を変えていくかっていうのが社会を動かしていくことに繋がるんだろうなと思うので、より報道の重要性というのも認識した次第です。環境白書については本当に年々見やすく美しく立派になってきたなあと思うんですが、ふと、これがどの辺にどう見られてどう活用されているのかなあということがちょっと知りたいなと思うようになりまして、データなんかも多分アップをされていると思うんですけど、誰がどのように見てどう活用しているのかなあというのって何かあるんでしょうかという質問です。

(浅野会長)

大變的確かつ厳しい質問だと思いますが、事務局答えようがございますか。どんなところに配られているかっていうことだけでもご紹介いただけると。

(船津課長)

県の施設であれば情報センター等にも配架してますし、ホームページでも見ることができます。どなたが活用されてるかということまでは申し訳ありませんが把握しておりません。

(浅野会長)

多分各自自治体には配られて、県の動向をしっかりと自治体も把握するというに使われてるんだらうと思いますけどね。柳瀬委員、先ほどご発言いただきましたが、どうぞ。

(柳瀬委員)

廃棄物の関係でこの審議会に参加させていただいて、色んな廃棄物以外のことも大変勉強させていただきました。廃棄物の中で、いわゆる廃棄物処理計画を県で作られるんですけども、廃棄物をやっけてやっけてやっぱり一番最近思うのは、プラスチックの3Rっていうか、これが一番進んでないというところがあるような感じがしますので、このあたりが、さらに技術開発とか行政の対応とかそういうことで、よりプラスチックの3Rがこれだけ進んだよというようなことを何か期待したいと思います。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございます。渡邊 公一朗委員、どうぞ。

(渡邊委員)

渡邊です。担当は温泉部会で、10年目なので今日が最後なんですけれども、今、仕事として実は国際協力のことをやっております。この白書で見ると199ページに、とても短いんですけども6ページ分かな、環境に関する国際協力の福岡県の取組のことが書かれていて、とてもありがたいんですけども、ご存知のように、おそらく福岡県は全国の中でも、国際協力、環境に関して最も重要な貢献をされていると私は思っています。特に、廃棄物の埋め立てでは福岡方式っていうのは途上国でとても有名ですけれども、ここに書かれているベトナムとタイで、この福岡方式っていうのはすでに実施されていて、人材育成も進んでると思います。最後をお願いしたいのは、一旦ベトナムとかタイとかで、この福岡方式が広まると、人材というのはそれなりに育っていくので、ずっと福岡県が面倒見ることはないですよ。そういう意味では、周辺国にこの福岡方式をぜひ広げて行って欲しい。例えばインドネシアとかフィリピン、マレーシア、こういったところに福岡方式っていうのが広がっていくっていうのは、福岡県が、日本の中で本当に環境に関する、国際協力に非常に大きな貢献をしているというのをアピールできるのではないかと思いますので、ぜひこれからも、その点を検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。これもとても大事なご指摘をいただいたと思いますので、事務局としても受け止めておいてくれればと思います。横展開ができればなおいいということだと思います。今期でご退任いただく委員にはひとあたりご発言をいただきましたが、どうぞその他のこれからもお付き合いいただく委員の方からも、白書についてご質問ご

ございましたら。ご意見でも結構です。議員の先生方いかがですか。ございますか。よろしいですか。どうぞ遠慮なく。指名してしまいますと指名されなければ発言しなくていいと思われるかもしれませんが、そうでもないんですけど。酒井先生中途でご退席ということですが、ご発言ございますか。

(酒井(か)委員)

福岡県の取組の中ではワンヘルスの取組に興味深く、拝見しています。農業に関わる部分では、先ほども出ました、有害鳥獣捕獲や農業被害について非常に身近に感じています。一般の県民の方にも、その重要性を理解していただきたいと思っています。例えば公園などに散策で来られている利用者の中には、その場所に適していない服装で山林の近くに入っている方もいて、マダニの被害を心配することもあります。どのような恰好をすることで、身を守れるかについて、教育で伝える必要があるように思っています。そういう身近なところから、自然環境や有害鳥獣の問題をより身近に感じてもらうことで、県の取組を後押ししてくれる流れができればと感じています。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございます。大事なお指摘ありがとうございます。後藤委員何かありますか。どうぞ。

(後藤委員)

どうもありがとうございます。白書読んでいたら面白いなって、見て思っていました。白書の中で、このEVバッテリーの資源循環モデルってこれ面白いと思うのもっともっと宣伝していったらいいんじゃないかなと思いました。それと、気になるのがあの鞍手町役場、どんなすてきな役場になったんだろうというのが気になる場所ですね。ありがとうございます。

(浅野会長)

どうもありがとうございます。他にご発言ございませんか。はい。どうぞ。

(青野委員代理：伊藤様)

九州地方整備局から代理で出席させていただいております伊藤と申します。整備局は、道路管理者でもあります。この白書の72ページから73ページにかけて道路についても書かれています。ここに書かれているとおり、特に都市部での渋滞というのはかなり環境に影響を及ぼしていると認識しておりますし、それに対する対策をしっかりと書かれていることは非常に良いと思います。渋滞対策については、ここに書かれているとおり、交差点改良や道路整備による交通渋滞の解消や、自動車から公共交通への転換が有効な手段となります。

73 ページに書いてある公共交通の利用促進、公共交通への転換というのが非常に有効な手段だというふうに思っておりますが、どうしても自動車が便利なので、転換がなかなか進まないのが現状だと思います。73 ページの公共交通・自転車の利用促進の欄で、「本県では国、市町村、交通事業者等と連携し、公共交通網の整備、公共交通利用促進の啓発活動」に取り組んでいますと書かれてあるんですけど、公共交通への転換というのは個人の意識だけでは限界があって、国や県、市町村、交通事業者はもちろんなんですが、通勤とかを考えると、通勤手段としての自動車の利用とか公共交通の利用という意味で、企業との連携ということも非常に大事ではないかなと思います。その観点で今後、意識して取り組んでいただければ良いのではないかと考えております。もう1点、基礎的な質問で申し訳ないんですけど、8 ページの記載内容でご質問させていただきます。8 ページの下段の「水環境の保全」の欄で、BOD、CODの44.4%であるとか、書かれているこのパーセンテージは、何に対して何が、この44.4であったり66.1であったり、81.1であったり、近年では70%から90%の間で推移しているのか、また、9 ページの一番上の行で、「近年、全体の環境基準達成率が概ね70%から90%の間で推移しています」と書かれています。実際、福岡県としてこの結果をどう評価されているのか、その点お尋ねさせていただきたいと思います。以上です。

(浅野会長)

この数字は、環境基準すべての測定点の中で、どれだけの測定点で環境基準を達成しているかっていうのを数字で表しているものと、そんなふうに考えていただければと思います。

(青野委員代理：伊藤様)

地点数のパーセントということですか、それでは、昭和53年から分母となる測定点は変わっていないのですか。

(浅野会長)

測定点というのは基本的には変えないという考え方です。分母が、測定点の全部の地点数、分子に、環境基準をクリアできている地点数、それで達成率というふうになっています。

(青野委員代理：伊藤様)

承知しました。同じ地点でも環境基準を満足したり満足しなかったりという出入りはあるのでしょうか。

(浅野会長)

あります。例えば海域の場合だったら、その時の気象条件が随分効いてきますので、海の場合、雨が多い年と雨が少い年では、結構数字が違うということで、出入りすることがあります。県としての評価については事務局の方でお答えください。

(吉川課長)

具体的な推移の評価ですけれども、グラフを見ていただいたとおり、どんどん上昇してきています。ここについては、当然生活排水対策ということで、下水道ですとか、浄化槽ですとか、そういったものがどんどん増えてきているというのが一番の要因で、あとは先ほどご説明しましたとおりその特定事業場ということで工場排水とかそういったものについても規制がかかっていますので、それを随時適切に、指導してきたというのが上昇の一番の理由ですけれども、近年そこが足踏み状態になっていて、まずそこについては何で上昇してないのかというところの原因も踏まえて、検証していきたいと考えているところでございます。

(浅野会長)

よろしいですか。高取委員どうぞ。

(高取委員)

ありがとうございます。環境白書の69ページの温室効果ガスの排出削減のところなんですけれども、まさにこれからも太陽光発電を始めとして推進されていかれようとしているということで、多様な施策を推進されているのは素晴らしいと思ってお聞きしていました。ただ、実際に農村部で太陽光発電を導入されているところで、地域に入って聞いていますと、やはり近隣も欲しくない施設ということで、設置する業者の方と地域とでかなり軋轢があって、今協議会を設置してその地域の中でも合意を取るよというところ動いてると思うんですけれども、業者の方がなかなか負担で、実質的には動いてないところというところもある中で、やはり地域の合意を取る上で、例えば災害時には、そうした電源を地域に使えるようにするですとか、あとはそこ一部を地域に還元できるような仕組みを作るですとか、その地域が前向きに太陽光をどういった立地でどのような仕組みで受けるべきかというところを円滑にするような仕組みづくりということも、今後必要かなと思っておりますので、もし今後またご検討いただけたらと思っております。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございます。これはご意見として承っておきたいと思えます。規模の小さいものについてはアセスの対象にもなりませんので、合意形成といっても大変な面があるんですが、ただ電気は一旦繋がりますと、瞬時にどこでも使われてしまいますからね、関連的にはこの地域のためにという言い方がなかなか設備面ですることには困難があるかもしれませんが、何らかの形で合意形成ができるよというところについては、もう少し県も知恵を出してくれということだと思いますから、検討してください。他にございませんでしょうか。辻委員どうぞ。

(辻委員)

環境基準の達成状況について、私は大学の医学部で衛生学を教えております。先ほどどういふふうにこの環境白書を使っているかっていうご質問がありましたが、私、授業に使わせていただいております。環境省のエコチル調査というものに関わっておりますので、お子さんたちにまず身近なところから自分の環境を知っていただくってところでこの環境白書を使わせていただくこともあります。光化学オキシダント0%達成率。福岡も低いなというところで今、また衝撃を受けております。153ページの黄砂の問題。結構浮遊粒子状物質に影響するのではないのでしょうか。この黄砂って、私も九州に住む人間には非常に身近なのですが、色んなところから来る医学部生は、黄砂が影響あるんですかみたいなことを言ったりすることがございます。これは九州の福岡県ならではの特徴のある物質で、しかも月でこう影響があるような物質に関しては、年単位だけのデータじゃなくて、月のデータとかも何か提示していただくと、さらに興味を持って勉強することができるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。黄砂については、ずっと継続的に調査もしていると思うんですが、ひとところに比べると、結構収まっているような気もするんですが、何か事務局から、今のご発言についてコメントがありますか。

(吉川課長)

黄砂については、大気汚染物質ではないということで白書には記載しておりませんでしたけれども、今ご指摘いただいた分については掲載できるかどうか、検討したいと思います。

(浅野会長)

他にございませんでしょうか。森本委員どうぞ。

(森本委員)

96ページの廃棄物の「食べもの余らせん隊」の登録促進なんですけども、96ページの上に、「食べもの余らせん隊」として登録した食品メーカーと、小売店等の事業者間の連携をマッチングしてその取組を情報発信していますとありますけど、例えばどういうことを、これは示していらして、どういうふうな方法で発信していらっしゃるのでしょうか。

(浅野会長)

はい、事務局よろしく申し上げます。

(小村課長)

ご質問ありがとうございます。循環型社会推進課でございます。本県では、食べ物を余らせないような取組をしてくださっております小売店、飲食店、そういったものをこの「食べもの余らせん隊」として登録させていただいております。そういった企業と何らかの取組ができないかというところで、小売店のイオンさんであったりとか、そういったところと協力をさせていただいて、食べ物を余らせないような取組というものを、店舗でイベントなどをさせていただいて発信しているところでございます。食品メーカーといたしましては、味の素さんと協力をさせていただいております。直近では来月2月1日に、イオン香椎浜さんで、イベントをさせていただくようになっております。

(森本委員)

ありがとうございます。ちょっともう1つ、環境白書の資料の1番後ろに、この丸とか三角とかある部分ですけど、本当にこの丸とか三角は、数値で効果を表すということで、分かりやすいんですが、非常に誤解が生じやすいところであると思います。例えば、この「食べもの余らせん隊」の登録店舗数なんですけど、進捗状況2,390店舗、令和5年度と書いてございますが、私も、自分の近所にどこがあるかちょっと見てみたんです。そしたら、2,390の中で、セブンイレブンだけで1,051あるんですね。これ、全店を多分登録してあるんだと思うんですけど、ローソンは1店もないんですね。ファミマが1店ぐらい。あとサンリブが多いんですけど、そういうふうにして、もっと一般的な店舗を、もっと根気よく、やっぱり広報していかないといけないんじゃないかなと思うんですね。だから、セブンイレブン1,051店舗入れたということで、ちょっと安直かなと失礼ですけど思ったりして、やはりもうちょっと、一本釣りされるのかどうか分かりませんが、一般のお店をもっと増やしていただくとありがたいかなと思います。

(浅野会長)

はい、分かりました。ありがとうございます。激励の言葉ということで、お聞きしておきたいと思います。ありがとうございます。他にございますか。渡邊委員どうぞ。

(渡邊委員)

白書に書いてあるかどうか分からないんですが、先ほど冒頭、浅野会長のお話では、ソーラーパネルの廃棄物がこれからどんどん出てくるとのことでした。とても懸念してるんですが、審議会の以前の委員で田中さんという九大の医学部から来られた方がおられました。ソーラーパネルにはインジウムが含まれてますけども、ソーラーパネルを製造する会社においてインジウムによる肺癌のリスクがあることが田中委員によって発見され論文で発表されました。あまりこの話は認識されていないんじゃないかと思っています。これからこの話が顕在化していくのではないかなと思って気になっているところです。関係の方にはも

ちろん詳しい方おられるかもしれませんが、そんなのがあるのかと思ってる方もおられるかもしれません。これから問題になるインジウム肺癌ですけれども、これはソーラーパネルの廃棄物処理の過程で出てくる話とと思っていますので、ぜひ、心に留めておいていただければと思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。これしっかり記録に留めておきたいと思えますし、記録だけじゃなくて担当者は記憶にも留めておいていただければと思います。よろしく願いいたします。それではまだあるかもしれませんが、ご質問等ございましたらどうぞ遠慮なく事務局の方に、後日でも結構ですから、お尋ねいただければと思います。本日の白書についての報告の質疑は以上で終わらせていただきます。それでは本日の議題はこれですべて終了でございます。この後事務局から、お知らせとお願いがございますので、もうしばらくお付き合いください。

(増田企画広報主幹)

浅野会長、議事の進行ありがとうございます。委員の皆様、熱心にご審議いただきありがとうございます。本日のご意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めて参りたいと思えます。さて、委員皆様方の任期は明後日の1月23日となっております。新たな任期開始後、最初の審議会が開かれるまでには少し時間が空いてしまいますので、会長等の不在期間ができてしまいます。新たな任期開始後、最初の審議会が開かれるまでの取扱いにつきましては、平成27年1月21日に開催された審議会で決定したとおり、現会長が会長の職務を行うこととされております。また、会長代理、部会長及び部会委員についても、現任者が引き続きその任にあたり、現任者が審議会委員を退任する場合には、現会長が代わりの委員を指名して、部会の委員を務めていただくとなっております。現在、公園鳥獣部会に所属しておられます伊澤 雅子部会長、岩熊 志保委員、温泉部会に所属しておられる渡邊 公一郎部会長、公害防止事業費負担部会に所属しておられる柳瀬 龍二委員、阪口 由美委員が今回退任されます。従いまして、部会長及び部会委員の指名を会長にお願いしたいと存じます。

(浅野会長)

それではただいまご説明いただきましたように、明後日をもって、現在の委員の任期が満了いたしますので、次の委員が選ばれるわけですが、審議会が開かれるのは少し後になるだろうと思えますので、任命等についての手続き終わるまでブランクができてしまうのは困るということで、以前審議会で現会長が会長職務を行うことをお決めいただきました。部会長についても同様に、現部会長が職務を行うということにしておりますけれども、部会長を務めいただきました伊澤委員、それから渡邊公一郎委員が、今回ご退任ということになりますので、このお2人の後任の部会長について、今日ご指名を申し上げておきたいと

思います。まず、公園鳥獣部会長につきましては高取千佳委員にお願いをしたいと思います。また温泉部会長については藤光康宏委員にお願いをしたいと考えております。お2人についてはご了解をすでにいただいていると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから、部会の委員3人の方が退任されますが、明後日の任期満了後に新しい委員が決まりますので、そのあとに部会委員の指名をさせていただきたいと思いますので、今回は部会長のご指名のみにとどめさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

<異議なし>

新たな部会長お2人についてご異議なきものと認めます。どうもありがとうございました。部会委員の指名につきましては、ご一任をいただければと思いますので、私の方で改めて指名させていただきます。それでは事務局よろしくお願いいたします。

(増田企画広報主幹)

浅野会長、ありがとうございました。さて、委員皆様の任期につきましては先ほどもお伝えしたとおり、明後日の1月23日をもちまして満了を迎えます。今期をもちまして、本審議会を退任される委員の皆様を改めてご紹介させていただきます。北九州市立自然史・歴史博物館館長 伊澤 雅子公園鳥獣部会長、まほろば自然学校代表 岩熊 志保委員、福岡経済同友会会員 河邊 政恵委員、西日本新聞社佐賀総局長 阪口 由美委員、福岡大学環境保全センター教授 柳瀬 龍二委員、九州大学大学院総合理工学研究院 IFC 部門教授 萩島 理委員 本日はご欠席です。九州大学名誉教授 渡邊 公一郎温泉部会長です。今期で退任される委員の中で、長年にわたって本県環境行政の推進に貢献頂いた皆様へ、要綱に従い感謝状を贈呈させていただきたいと思います。部会長を2期4年務めていただきました、伊澤 雅子公園鳥獣部会長、審議会委員を5期10年務めていただきました岩熊 志保委員、河邊 政恵委員、柳瀬 龍二委員、渡邊 公一郎温泉部会長です。

<感謝状贈呈>

(増田企画広報主幹)

これをもちまして、令和6年度第2回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。